

# 教授会団体に向け了

中教審答申=大学設置措置法案粉碎!!!  
教授会との真の連帯を勝ち取る為に

商学部自治会執行委員会



# 公團質問状の六項目に対する我々の基本的立場

(1) 中教審答申に大学立法に対する我々の立場  
田田三〇日の中教審答申の具体化としての大学立法は、今ははっきりと国家権力の大学に対する直接的介入といつてもき出しの攻撃であることと我々は身をもって確めることができよう。

それは大学が抽象的な「大学の自治」をもつ「特許」社会であることと許さず、直接的に国家といふ公的権力構造においてその政策の下に再編され、そして統制されることを意味している。要するに大学で追求されるものは、産業に直結する研究と企業にすぐにも役に立つ労働力であり、しかも重要なことに国家の直接の指導の下に、大学管理、運営一切が統制、抑制されることになるのである。それ故に我々学生は、大学においては一切の発言権、批判権、もちろんのこと野党においても学生は、政治運動を

向いつてきぬ専門的権限にしたであけられる。大学で獲得されるべき真理の学問の探求は、産學協同路線に作り替えられた「学問」にすりかえられ、それを知識として覚えさせられる以外何も許されない。我々がそれを受けつけず拒否する時、我々は大学から追放されるのだ。

日大・東大斗争の頂点とする全国学園斗争が、真につきつけた問題は、国大協、私大連自主規制路線としての「教授会自治」の欺瞞性と犯罪性を目的のもとに暴露し、そのような全ての体制的秩序に非妥協的、全面的否定を掲げつけることによって大学の帝国主義的再編としてその本質を明らかにしたことであった。

一個人の人間性を抹消し、全体としての学生を労働力商品として日本帝国主義の侵略、抑圧に迎合させる中高級管理層、技術者を育成する、場が他ならぬ大学の使命であり、大学管理者として役に立たな

くなった教授会に代わって国家が直接に介入して行くことによって、大学を社会体制の軍事化一翼にしてしようと企図するものが中教審答申に大学立法に他ならないのだ。我々は大学立法が制定されることを望んでいない。

るのを知っている。そのことによって、今までよりもさらに劣悪なる専門奴隷の生産工場に大学がなることも、ますます一個人の主体としての学生が、学問から疎外して全く専ら白痴化した人間になることも知っている。だからこそ我々は中教審答申に大学立法を全面的に認めないし断固粉砕するためにあぐまでも闘う。そして我々は東大、日大等々の学園斗争によって明らかになった現存する大学その虚構とは非和論的に文句なし、全国の学園斗争、闘争にゆくりの斗争を指定すると同時に帝国主義的再編を粉砕し、且つまた又大学へと志向する確固たる進地としての眼見る園西大学に設定しなければならぬ。

② 日大協路線に対する我々の基本的立場  
日大協路線と一般にいわれる自主規制路線は、1962年大管法流産以降の大学自治への攻撃として、政府、自民党の大学直接支配体制の現実的意図として表われ、現在までに至っている。この日大協路線を評価する人々は、それによって政府、国家権力の直接的大学支配から又自大管法が阻止されたことによって自主規制路線を肯定する、しかし、本質に阻止し得たのか、むしろ現実には逆である。政府の大学に対する直接介入が形式的に否定されても日大協内見という形で間接的、しかも、政府の思った通りの

されてきたのだ。その証拠に、大憲法以降、政府  
 国家権力は、大学の管理、運営全般にわたる問題に  
 ついては立法化という直接介入を避け、大学の自主  
 規制をカウレル力として徹底的に利用しながら、行  
 政指導に留るしめあげ、文部省の権限強化……具体  
 的には教育免許法改悪、大学設置法改悪といった  
 各個撃破を行なつてきている。更には營造物管理論  
 (学生は単に教育を受ける存在であり、營造物を利  
 用させてもらう存在である)といったイデオロギイ  
 攻勢によつて、大学自治を營造物管理に侵襲させよ  
 うとこきざし。

六三年中教審審申「大学教育の改善について」で  
 は、大学の自治を教育行政機構内部の「大学の管理  
 運営上の自主性」その「慎行」とすることによつて、  
 および又教育行政の総括的責任者として確立してい  
 た。

更に口大の路線とその総領的支書である口大協所  
 見かり分打するならば、学生の自治に対しては、学  
 生の大学行政への参加を一切否認し、警察権力の専  
 入を認め、大学のすべての問題は、教員によつて最  
 終決定がなされるという原則こそが、大学の自治で  
 あると、絶対化する。

このように口大自身は、常に国家権力の本體を  
 インペイする先兵として、新たな大憲法リ政府  
 直接支配の今回の大学立法化への直撃はきき清めてき  
 たものに他ならぬのである。

(5) 学費の問題は、この緊急動員を対し、  
 社会専部における学費斗争に觸発されて、全学の  
 公機会は直ちに学内異常事態発生に伴なう教職員  
 行動を規定する行動規範なるものを作成している。

彼らの云つ異常事態とは、自治会室が破壊・破壊

個人テロルにあつたといつた奥大フ、  
 体制ではなく、大学の自治に教員公の自治  
 といつた特権を首やかさうとする学生の権  
 利意識の高揚が発生した事態のことである。  
 一言でいふならば、口大の路線の上で安眠  
 をもとめてこつたのが、教員公で、学生がたご  
 起すつてくるのが、彼らの言つ異常事態な  
 のだ。

緊急動員とは、口大の路線が否定され  
 ようとするとき、大学を京大のよつに逆討  
 鎖し、教授会自治だけでも守らうとするもの  
 に他ならない。

(6) 新大官通達に対する我々の見解  
 この通達は、現在まで頭懸下了解されて  
 いた大学と警察権力の慎行(大学側が専  
 断)を認め、  
 が必要と認めた場合は、いつでも大学に立  
 入り、学生の逮捕、捜索、差押え、検証を  
 一方的に行われることになつたのである。  
 これは、明らかに大学立法への布石であ  
 り、試金石でもあるのだ。

機動隊が学内に常駐する(1)に露骨な  
 大学支配こそは、正に戦後民主主義の全面  
 的否定であり、大学自治の一かけらも  
 認めないブッシュ的権威以外の何もので  
 もない。